

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>■仕様書に関して</p> <p>【3-(1)-①】</p> <p>30事例程度を収集すること。とあり、()に70%とあるが、オープン後に随時アップデート反映していく進め方で問題ないか。</p>	<p>令和5年12月末までに20事例程度で一般公開し、2月末までには30事例程度が揃うことを想定しています。</p>
2	<p>【3-(2)-③】</p> <p>イベントでの成果展示において、協賛を募る又は親和性のある自社イベント外で実施することは問題ないか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
3	<p>【3-(2)-③】</p> <p>請負者主催のイベントで環境省の後援名義の使用は可能か。</p>	<p>請負者主催のイベントが当該請負業務の活動の一環として実施されるのであれば、環境省は主催者（発注者）になります。当該請負業務と無関係の請負者主催イベントについて環境省は後援を行いませんが、業務成果の展示を行う場合にはパネルやパンフレットなどに環境省業務で作成した旨の表示は一般に可能です。</p>
4	<p>■提案書制作に関して</p> <p>1. 業務の基本方針、2. 業務の実施方法、3. 業務の実施計画、4. 業務の実施体制などに関して</p> <p>A4縦であれば、仕様書のフォーマット以外のフォーマットでも問題ないか、もしくは横向きでの記載の仕方などでも許容可能か。</p>	<p>問題ありません。</p>
5	<p>4. 2 従事者の実績、能力、資格等、5. 組織の実績、6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況などの資料に関して、</p> <p>例えば掲載内容が同じであれば、仕様書のフォーマット以外のフォーマットでも問題ないか</p> <p>もしくは横向きでの記載などでも許容可能か。</p>	<p>問題ありません。</p>
6	<p>■入札説明書に関して</p> <p>【12-(2)】</p> <p>落札者以外の事業協力者に関しては、ライターや外部デザイナーなどについても提案書で作成必要か。</p> <p>もしくは契約締結時のタイミングで必要のため、提案時には体制図には不要の認識か。</p>	<p>・単に外部組織と契約を交わして再委任を予定している場合は体制図への記載は任意です。契約後に再委任申請が必要となります。また、個人事業主（ライター等）への謝金レベルであれば再委任とはみなしません。</p> <p>・業務を事業協力者と分担で実施し、その事業者の協力がなければ業務履行が不可能な場合は共同実施者として体制図に記載をお願いします。協定書の提出は提案時には不要です。</p>
7	<p>【6-(1)】</p> <p>メールでの提出後、環境省へ提出した旨を連絡とあるが、ご連絡先は下記でお間違いないでしょうか？</p> <p>また、メールアドレスについても可能であればご教示いただけましたら幸いです。</p> <p>「環境省地球環境局総務課気候変動適応室 Tel:03-5521-8242」</p>	<p>質問を提出いただくメールアドレス及び架電いただく電話番号は以下のとおりです。</p> <p>環境省大臣官房会計課契約第一係 電話 03-3581-3351 内線 6038 E-mail : KEIYAKU@env.go.jp</p>